

桜美林ガーデンヒルズ (D棟)

サービス付き高齢者向け住宅

生活支援サービス提供  
契約書

〇〇〇号室

〇〇 〇〇 様

桜美林パートナーズ株式会社



## 生活支援サービス提供契約書

### (契約の締結)

第1条 桜美林パートナーズ株式会社（以下、「甲」という。）及び入居者 ○○○○（以下「乙」という。）は、以下の条項により、桜美林ガーデンヒルズ（D棟）（以下、「本サ高住」という。）における生活支援サービス提供契約（以下、「本契約」という）を締結します。

### (契約の期間)

第2条 契約期間は、「本サ高住」終身建物賃借契約に記載するものとします。

### (遵守義務)

第3条 甲は、本契約及びその他の規定に基づき「本サ高住」の管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに乙に対する各種サービスを提供します。

2 乙は、本契約及びその他の規定を遵守し、良好な環境の保持に努めます。

### (サービス提供内容)

第4条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう生活支援サービスを提供します。

2 甲が乙に提供するサービスには、基本サービス（必須サービス）と、乙の希望により有料にて提供する選択サービスがあります。それらの詳細は「本サ高住」生活支援サービス提供重要事項説明書内4. 2) サービスの一覧表のとおりとします。有料にて提供するサービスの費用は別途徴収します。

#### (1) 基本サービス

##### (ア) 状況把握・緊急時対応

毎朝定刻に安否確認を行い、確認がとれていない場合は訪問等、声かけをします。

各住戸部分に設置の緊急通報ボタン、システムから通報があった場合迅速に駆けつけ、状況確認を行い、救急車の手配、かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡等の対応を必要に応じて行います。

災害時は、安全かつ適切に誘導・対応を行います。

(イ) 生活相談・健康相談等

日常生活における心配事、困りごと等の相談に応じます。健康相談は、看護師または栄養士が相談をお受けいたします。専門的な相談や助言のためにニーズに沿うよう専門家の方をマネジメントします。

また、日常的な健康管理をご希望の方は本サ高住専属看護師が対応します。

(2) フロントサービス

各種取次ぎや情報提供等を行います。

(3) コミュニケーションサポート

- ① 桜美林大学と連携した学習の場の紹介や多世代交流の機会をつくります。
- ② 生活や医療、介護など生活情報に関わる各種学びの機会をつくります。
- ③ 入居者同士の趣味のサークルの立ち上げおよび活動支援、発表の場を設けます。

(4) 地域コミュニティサポート

地域情報の発信と地域との交流を広げ、交流棟やレストランを活用し地域との関係が深まるようなイベントの企画をサポートします。

(費用の支払)

第5条 乙は、サービスを受ける対価として基本サービス費及び選択サービス費用を支払うものとします。

基本サービス費は一人入居の場合、月額金 47,137円、二人入居の場合、月額金 75,951円です。(消費税込)

- 2 「初回の基本サービス費」の支払は、本契約の契約の始期(入居日)となります。
- 3 基本サービス費の支払方法は、入居者名義の銀行口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。引き落とし日は、毎月28日です(休日の場合は翌営業日)。なお、選択サービス費は、現金での支払いとなります。
- 4 基本サービス費等の支払いは、毎月当月分を当月15日に請求させていただきます。但し、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は1ヶ月30日の日計算した額となります。(円未満四捨五入)。

(費用の改定)

第6条 甲は、基本サービス費及び選択サービス費用、その他利用料について、毎年12月に見直しを行い、「本サ高住」が所在する地域の消費者物価指数、人件費、又は租税公課等に変動があつて必要と認めるときは、乙にその理由を明示して、これらを改定することができます。

2 前項の費用の改定に際しては、入居者の意見を参考とし検討した上で実施します。

(契約の解除)

第7条 甲が「本サ高住」の終身建物質貸借契約を解除する場合、本契約も解除となります。

(乙からの解約)

第8条 乙が「本サ高住」の終身建物質貸借契約を解約する場合、本契約も解約となります。

(住居への立入)

第9条 甲は、本契約に基づくサービスを提供するために特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、乙の住戸内に立ち入ることができるものとします。

(苦情処理)

第10条 乙は、甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 甲は、前項による苦情受付の手続き等について重要事項説明書等で定め、乙からの苦情等の適切な解決に努めます。

3 甲は、乙から苦情申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、乙からの苦情申し立てに迅速かつ誠実に対応するものとします。

4 甲は、乙が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第11条 本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生し、または発生のおそれが生じた場合、甲は直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に生じた損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合はこの限りでなく、乙側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じもしくは賠償しないことがあります。

2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等について記録します。

(秘密保持)

第12条 甲は、業務上で知り得た乙及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。ただし、乙の生命身体等に危険があるときなど正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合はその限りではありません。

(連帯保証)

第13条 保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(契約対象)

第15条 本契約は、生活支援サービス提供に関する契約であり、入居者が利用する介護保険サービスの契約及び終身建物賃貸借契約は、別に契約するものとします。

(重要事項説明確認)

第16条 本契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する「本サ高住」生活支援サービス提供重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の本店所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記のとおり本契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲、乙及び保証人は、記名押印の上、甲乙が各1通を保有します。

年（令和 年） 月 日

甲 住所 東京都町田市常盤町 3654 番地  
桜美林パートナーズ株式会社  
代表取締役 村上 孝則 印

乙 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(乙1)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(乙2)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(保証人)

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

極度額 金 〇〇〇〇〇 円

(基本サービス費 〇〇〇〇円×12ヶ月分)

